

板倉町役場庁舎基本計画

平成 25 年 3 月

板倉町役場庁舎基本計画検討委員会

目次

基本計画の策定にあたって	4
基本計画の位置づけ	5
庁舎の現状	5
(1) 現庁舎の位置及び規模	5
(2) 各庁舎の面積	5
(3) 現庁舎敷地配置図	6
現庁舎の問題点	6
(1) 庁舎の老朽化	6
(2) 施設・設備の老朽化	8
(3) 庁舎フロア・駐車場等のスペース不足	8
(4) バリアフリー化への対応が困難	9
(5) 高度情報化対応への限界	9
(6) 現在の敷地の約 75%が借地	10
新庁舎建設の必要性	10
新庁舎施設整備の基本的な方向性及び機能	11
(1) 誰もが利用しやすい庁舎	11
(2) 高度情報通信社会に対応できる庁舎	13
(3) 防災拠点としての役割を果たす庁舎	13
(4) 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎	14
(5) 機能性・効率性を重視した庁舎	15
(6) 町民交流・活動の拠点としての庁舎	16
(7) 景観に配慮した庁舎	17
(8) その他の機能	17
新庁舎に必要な基本指標	18
(1) 想定人口	18
(2) 想定本庁職員数	18
(3) 想定議員数	20
新庁舎延床面積の算定	21
(1) 新庁舎規模の算定方法	21
(2) 3 つの算定方法の比較	24
(3) 新庁舎の必要延床面積	25
駐車場等の必要面積の算定	25
(1) 駐車場面積の算定	25

(2) 駐輪場面積の算定	26
(3) 緑地面積の算定	26
新庁舎必要敷地面積	26
新庁舎建設用地の検討について	27
(1) 新庁舎建設用地の基本的な要件	27
(2) 新庁舎建設場所の決定	27
比較検討資料	30
3 候補地の比較	30
(1) 新庁舎建設候補地の費用試算	32
(2) 新センター地区の地層	33
(3) プレロード工(圧密沈下)の実施方法	36
(4) 洪積台地の断面図	37
(5) 沖積平野の断面図	37
(6) 町の標高	38
(7) 町の浸水深	39
参考資料 1 板倉町役場庁舎基本計画検討委員会設置要綱	40
参考資料 2 板倉町役場庁舎基本計画検討委員会名簿	42
参考資料 3 板倉町役場庁舎基本計画検討委員会 開催記録	44

基本計画の策定にあたって

板倉町役場本庁舎は、延床面積 1,218 m²で昭和 33 年 7 月に建設されました。その後、町の発展や国・県等からの権限移譲による事務量の増加に伴い、事務室が不足したため、平成 3 年に第 2 庁舎、平成 9 年には西庁舎を建設しました。しかし、更なる行政需要の拡大や、事務事業の電算化に伴う情報機器類の増加により、事務室や書庫のスペース不足が進んでいます。また、建物の老朽化、耐震性の低さから、震災等で即応すべき時に、本庁舎の直接的な被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥るケースが想定されます。

このような状況の解決は、本町にとって長年の懸案事項であり、これらの問題を解消するため、新庁舎の建設について検討を行ってきました。平成 24 年 3 月に策定した「第 1 次板倉町中期事業推進計画」の基本的な考え方の中では、「災害時の行政機能はもとより、高齢者や障害者を含むすべての町民が快適に利用できる新庁舎の建設を検討する」と掲げられています。

本計画は、これまでの新庁舎建設をめぐる検討を踏まえて、本町が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定される「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



↑ 本庁舎



↑ 第 2 庁舎



↑ 西庁舎

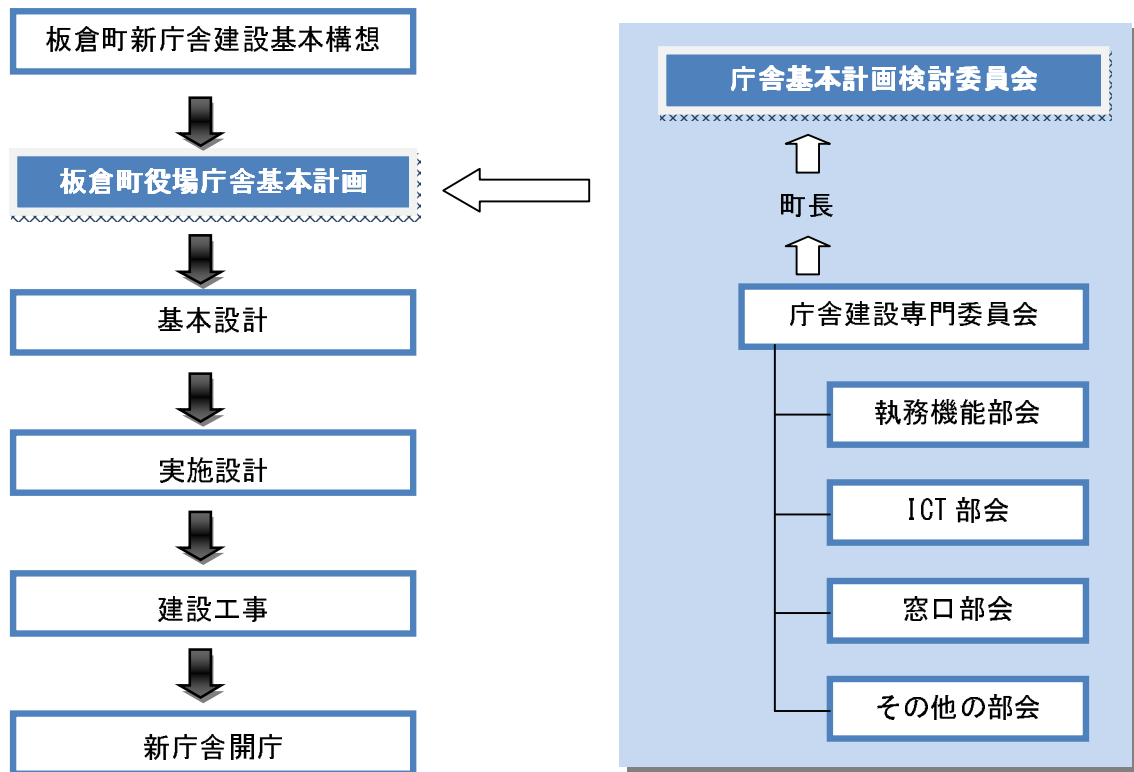


← 第 1 次板倉町中期事業推進計画

基本計画の位置づけ

本計画は、基本構想で掲げた「新庁舎の施設整備の基本的な方向性」や「新庁舎に求められる主要な機能」などを実現するため、新庁舎建設にあたっての課題や整備方針の検討を行うものです。

◆基本計画の位置づけと検討体制



庁舎の現状

(1) 現庁舎の位置及び規模

- ・位置：群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2067 番地
- ・庁舎敷地面積全体：16 筆 8,917.09 m²
- ・庁舎合計床面積：2,999.25 m²

(2) 各庁舎の面積

施設名	建設年月	構造	面積
本庁舎	S33 年 7 月	鉄筋コンクリート 2 階建 1 部塔屋 5 階	1,218 m ²
第 2 庁舎	H3 年 12 月	鉄骨造り平屋建	535.32 m ²
西庁舎	H9 年 10 月	鉄骨造り 2 階建	393.94 m ²
保健センター	S59 年 3 月	鉄筋コンクリート 2 階建	523.23 m ²

(3) 現庁舎敷地配置図



現庁舎の問題点

町では、役場の機能を本庁舎、第2庁舎、西庁舎の3箇所の庁舎に分散しています。

現在の役場は、町民にとって、どこにどこの部署があるのか複雑でわかりにくく、場合によっては複数の庁舎に足を運ばなければならない役場であること、老朽化等により適正な町民サービスが図れないこと、事務スペースに余裕がないこと、職員の庁舎間の移動に要する時間や各施設等の維持管理経費に多くの無駄が発生していること、更に防災拠点としての機能を十分に果たすことができないことなど、様々な課題を抱えています。

(1) 庁舎の老朽化

現庁舎は、昭和33年の建設から54年目を迎えようとしています。法定耐用年数の50年を既に経過しているとともに、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建設であることから、当然、耐震性は低いと考えられます。そして、仮に耐震補強を行ったとしても施設の延命化が図られるものではなく、人命に関わる建物被害や防災拠点としての機能を維持することが非常に難しい状況にあります。

問題点 1

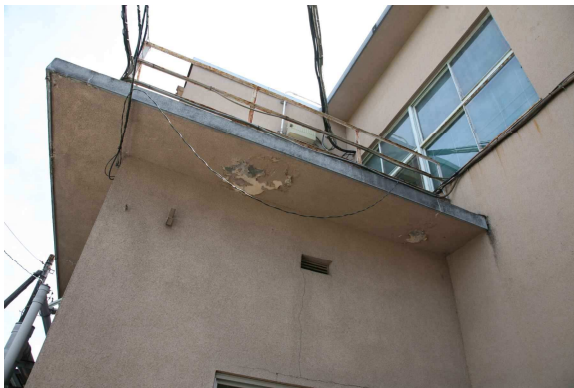
強度面における課題があり、大地震時には崩壊をおこす可能性があります。

問題点 2

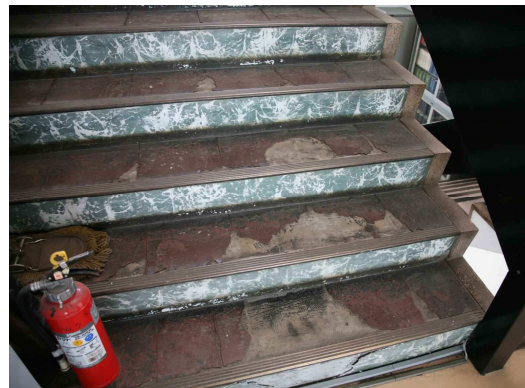
建物全体のバランスが悪く、地震時の変形と接合部分での破断やねじれによる局所崩壊をおこす可能性があります。

問題点 3

経年劣化の課題が考えられ、築 50 年を経過し、外壁回りのモルタルやコンクリートの剥離・剥落が全面的に見られ、落下により第三者に被害を及ぼすであろう危険箇所が多く認められます。



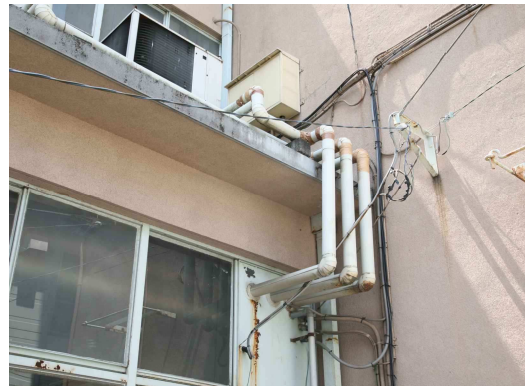
↑ 外壁の剥離



↑ 階段表面の剥がれ



← 内壁クラック



↑ 経年劣化によるパイプ破損

(2) 施設・設備の老朽化

建物は全体的に老朽化が進んでおり、危険な箇所については、随時修繕を行なっていますが、抜本的な構造改修は困難であります。

また、暖房・衛生・排水設備等の補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費がかさんでいる状況にあります。

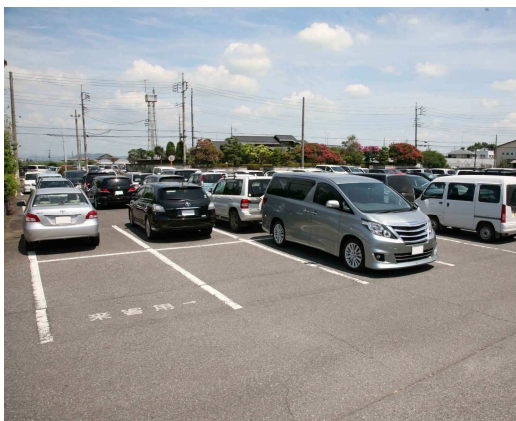


↑ 窓枠の歪による雨漏り

(3) 庁舎フロア・駐車場等のスペース不足

現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加に伴い事務室スペースが不足しています。役場機能も本庁舎・第2庁舎・西庁舎と分断されており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するスペースが十分確保できない状況にあります。更に、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。

また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場の確保が難しい状況にあります。



↑ 平常時駐車場
会議開催時には満車状態となります



↑ 相談スペース等が確保できない事務室

(4) バリアフリー化への対応が困難

現庁舎は、エレベーターや身障者用トイレ、スロープの設置などバリアフリー化への対応が遅れており、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。また、この対策をとるにしても、構造上の問題や絶対的なスペースが不足しており、適切な対策をとることが困難な状況にあります。

○設備が無いもの、または不足しているものとしては、次のようなものがあります。

- ・多目的トイレ
- ・エレベーター
- ・スロープ
- ・授乳室
- ・点状ブロック 等



↑ 車いす対応エレベーター



↑ 多目的トイレ



↑ 点状ブロック

(5) 高度情報化対応への限界

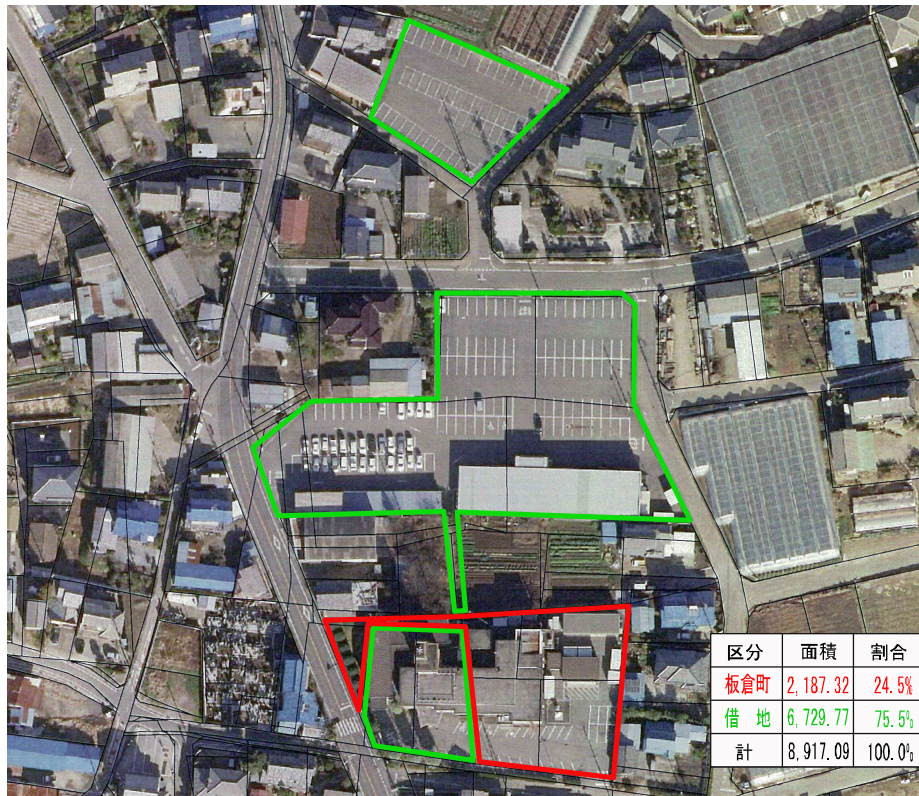
現庁舎は、情報関連機器等の設置スペースが不足しているとともに、電気容量の不足により、突然ブレーカーが落ちるなどの危険性があります。今後、ますます高度情報化への対応が求められる中、情報ネットワーク環境の拡張に限界がある状況です。また、データを管理している電算室の耐震化が図られておらず、災害時に大きなダメージを受けることが予想されます。



↑ 電算室(本庁舎 2 階)

(6) 現在の敷地の約 75%が借地

現在使用している約 8,900 m²の敷地のうち約 75%が借地であることから、多額の賃借料が発生しています。



新庁舎建設の必要性

昭和 33 年に竣工した現庁舎は、これまで増築及び附属建物の増設を経て、現在に至っています。しかし、以下のような問題を抱えています。

- (1) 庁舎の老朽化
- (2) 施設・設備の老朽化
- (3) 庁舎フロア・駐車場等のスペース不足
- (4) バリアフリー化への対応が困難
- (5) 高度情報化対応への限界
- (6) 現在の敷地の約 75%が借地

このような問題が、町民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしている状況です。また、将来、予測される合併への対応については、現状未確定ではありますが、仮に合併した場合においても、板倉地域住民の利便性を確保するためには、行政センターは必要不可欠であることや、合併後、職員数の減少などにより、庁舎スペースに余裕が生じた場合には、板倉地域住民が活用できるスペースに転用できることなどから、現庁舎が抱える問題点の解消、及び今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎建設が必要です。

新庁舎施設整備の基本的な方向性及び機能

(1) 誰もが利用しやすい庁舎

あらゆる人々に利用される施設であり、町民にとってわかりやすく、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、すべての人が快適に利用できる庁舎とします。

(ア) 利便性向上機能

①庁舎内外の案内表示は、来庁者の利便性に配慮した、見やすく、わかりやすいものとなるよう、工夫を図ります。

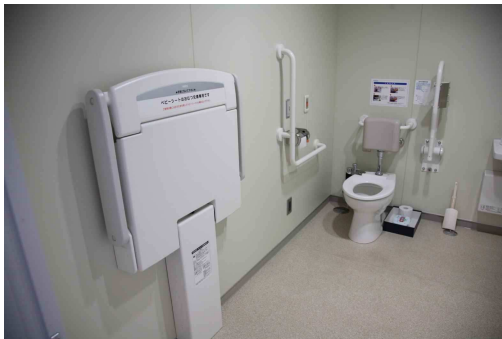
例：点字サイン、文字サイズ、表示位置、外国人対応表示など。

②高齢者や障害者、乳幼児を連れてきた人などを含むすべての来庁者が使いやすい庁舎となるよう配慮します。

例：エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック、授乳スペースなど。



↑案内表示板(明和町)



↑多目的トイレ(邑楽町)



↑会議室(邑楽町)

③駐車場、車庫、倉庫を整備し、利便性の向上を図ります。また、必要に応じ、周辺道路の整備も検討します。

④執務室や会議室は、合理的な移動が可能となるよう、動線を考慮し、配置します。

また、町民や各種団体などの利用に提供できる、会議室の設置について検討します。その際には、執務空間への立ち入りができない仕組みとするなど、セキュリティの確保には、十分配慮します。

(イ) 窓口機能

- ①町民が多く利用する窓口は、可能な限り低層階に集中させた配置とします。
- ②短時間で適切な行政サービスが受けられるよう、オープンカウンター方式による窓口の機能的な配置や集約化を図り、来庁者の諸手続きの移動を最小限とします。カウンターは、高齢者や障害者、子ども連れの人など、誰もが利用しやすいローカウンターを基本とします。

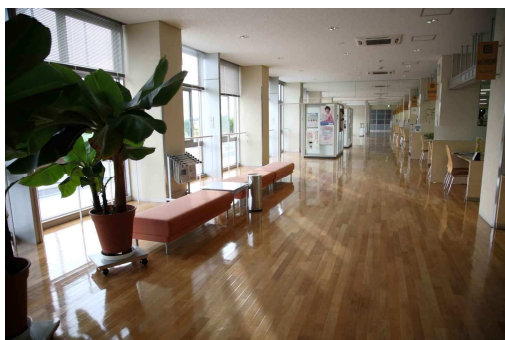


↑ 低階層窓口フロア(明和町)



↑ オープンカウンター(邑楽町)

- ③各課の窓口業務では、繁閑の波があります。受付の待ち時間が発生した場合に備え、十分な待合いスペースを確保します。
- ④相談室は、町民が気軽に相談できるよう、プライバシーの保護に配慮したつくりとします。



↑ 十分な待合いスペース(邑楽町)



↑ プライバシーに配慮された相談室(邑楽町)

(2) 高度情報通信社会に対応できる庁舎

急速な情報化社会の進展は町民ニーズにも大きな変化をもたらしています。こうした町民ニーズに十分に対応し、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供するために、情報通信技術を活用した行政情報システムを構築するなど、高度情報通信社会に対応できるよう配慮された庁舎とします。

(ア) 高度情報化機能

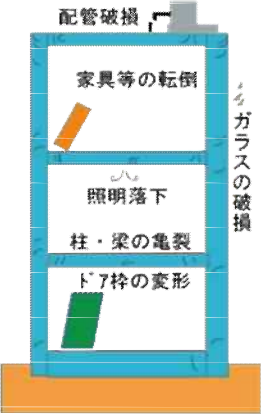
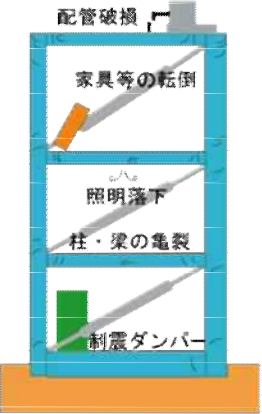

- ①高度情報化社会の進展に柔軟に対応するために必要となる、各種情報端末機器や電算室のスペースを確保し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。
- ②町民の情報を守り、信頼性の高いサービスを安定的に提供するため、情報端末機器や電算室には、十分なセキュリティ対策を講じます。

(3) 防災拠点としての役割を果たす庁舎

地震や風水害などの自然災害発生時においても行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できるよう、耐震性の確保、情報ネットワークの強化などにも配慮します。

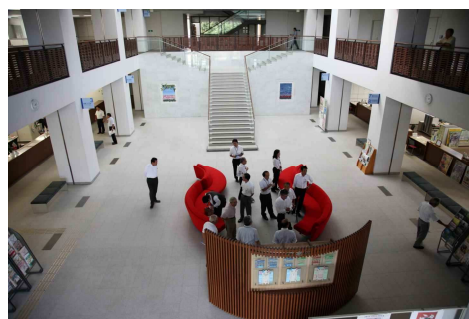
(ア) 防災拠点機能

- ①新庁舎は耐震構造や免震構造など、耐震安全性に優れた構造とします。また、室内の機器・備品が地震の振動により転倒あるいは機能停止しないよう配慮します。

耐震建物	制震建物	免震建物
建物全体で地震による揺れを我慢する構造	建物に対する地震の揺れを吸収する構造	建物に対する地震の揺れを遮断する構造
 <p>配管破損 家具等の転倒 照明落下 柱・梁の亀裂 ト7枠の変形 ガラスの破損</p>	 <p>配管破損 家具等の転倒 照明落下 柱・梁の亀裂 制震ダンパー</p>	 <p>配管OK 家具OK 照明OK 躯体異常なし</p>
<p>柱や梁、壁といった建物を支える部分を耐力壁や補強金物などを使って頑丈につくり、地震などヨコ方向の力を受けて建物が揺れても、十分に耐えられるようにしたものの。建物の崩壊は免れても、壁に亀裂が入ったり、柱が傾いてしまうこともあり、被災後は大規模修繕を求められる場合がある。</p>	<p>柱や梁、壁といった建物を支える部分にダンパーなど地震による揺れを吸収する装置を設け、地震などのヨコ方向の力を受けて建物が揺れても十分に耐えられるようにしたものの。耐震構造に比べ、建物の壁や柱などに与える被害は少ない。</p>	<p>基礎と土台との間に、特殊な免震装置を付けることによって、地震が起きた時の地面の揺れを建物に伝わりにくくするようにしたものの。建物自体が地震のヨコ揺れに強いだけでなく、建物の揺れそのものを軽減することによって耐震構造の建物に比べると、室内への影響も軽減させる。</p>

- ②災害時における対策本部としての必要な機能を備えた本部司令室を設置します。災害対策の中枢を担う情報収集、指令発信機能を確保します。
- ③電力の途絶対策として自家発電設備を設置します。なお、発電機の燃料は3日間(72時間)程度の連続運転が可能な容量を確保するなど、長時間にわたる停電にも対応可能なものとします。
- ④災害時応急物資(備蓄品)の適正な保管場所の確保を図ります。
- ⑤災害等の発生時には、避難所としての活用を図ります。

→ 応急物資保管室(明和町)



↑ 避難所としても使用可能なスペース(明和町)

(4) 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

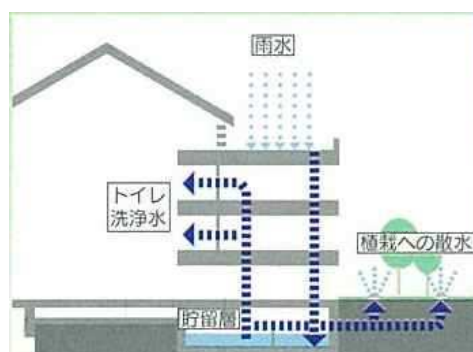
地球環境に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本としながら、新エネルギー等の活用を検討します。

(ア) 省資源・省エネルギー化

- ①自然採光・自然通風の積極的活用による照明や冷暖房負荷の低減など、省資源・省エネルギーに努め、庁舎が地球環境に与える負荷を軽減します。
- ②照明や空調などは、省エネルギー対応の設備機器を導入し、維持管理経費の低減を図ります。

例：LED照明機器の採用、人感センサーによる照明制御など

- ③太陽光発電装置や雨水貯留タンク等の設置、深夜電力の活用等を検討します。
- ④敷地内の緑化を推進するなど、気温上昇の抑制に努めます。



↑ 雨水利用システム(明和町)



↑ 太陽光発電装置



↑ 緑化に配慮された庁舎広場(明和町)

(5) 機能性・効率性を重視した庁舎

貴重な町民の税金を使い、しかも厳しい財政状況の中での庁舎建設となることから、機能性・効率性を重視し、華やかな要素を排除して、建設に要する費用の削減に努めます。また、施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来の施設改修・設備更新への対応を容易にするなど、将来的な維持管理経費も考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

(ア) 執務機能

- ① 執務空間は、時代の変化や機能の変化に柔軟に対応できるオープンスペースを基本とします。
- ② 来庁者利用空間と執務空間を明確に区分することで、行政情報の第三者への漏洩防止や、スムーズな人の流れを作り出します。
- ③ 庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えます。
- ④ 常用文書や資料などの保管スペースや、業務打合せなど日常的に必要な打合せスペースを確保します。



↑ オープンスペースの執務室(邑楽町)



↑ グリルシャッターの例

(イ) 長寿命な庁舎の実現

①建築構造や外部仕上げの長寿命化を図ります。また、内部仕上げや設備機器については、将来の老朽化、機能の陳腐化に対応しやすい設計を検討します。

②機能的なゆとりを確保し、将来のレイアウト変更などに配慮します。

例：適正な階高…建物の1つの階の高さ

適正な床荷重…床の積載能力

電気容量…屋内配線、予備ブレーカーなど

(ウ) 維持・管理機能

①開庁日、閉庁日にかかわらず、個人情報や行政情報を多く取り扱っている庁舎の適切な管理を行うため、施設警備にかかるセキュリティ機能を確立します。

②行政文書は、短期・長期保管にそれぞれ適切な収納スペースと場所を確保し、管理を徹底します。



↑ 文書書庫スペース(邑楽町)

(6) 町民交流・活動の拠点としての庁舎

町民が懇談できる待合機能や、多目的利用に配慮したオープンスペースの設置を検討します。また、会議室や議場の町民開放についてもあわせて検討します。

(ア) 町民交流機能

①行政情報の公開や観光コーナー等、多目的利用に配慮したオープンスペースの設置を検討します。規模や運営について十分な検討を行うとともに、誰もが気軽に利用できるよう工夫を図ります。

例：物産展の展示、期日前投票、税申告受付事務など

②外構整備については、各種イベント等の開催や災害時の屋外避難所としての利用も想定したものとします。



↑ オープンスペース(邑楽町)

(7) 景観に配慮した庁舎

良好な景観の形成は、美しく風格ある地域をつくり、潤いある生活環境を充実させるために必要不可欠です。板倉町の周辺環境に溶け込むよう自然や景観に配慮した庁舎デザインを目指します。

(ア) 庁舎デザイン

新庁舎は、町を象徴する施設であり、地域の風景づくりを先導する役割が求められます。板倉町風景計画に沿って、地域特性や周辺の風景との調和を図り、地域の魅力を高める施設とします。

(8) その他の機能

(ア) 議会機能

①町民に開かれた議会を実現するため、傍聴機能に配慮した施設整備を図ります。

また、議会開催時以外には、ホールとして活用できるなど、将来、合併等による利用形態の変化にも柔軟に対応できるよう、汎用性について検討を行います。

②委員会室等は、委員会開催時以外には会議室として利用できるよう、汎用性を持たせたつくりとします。

他自治体の例示



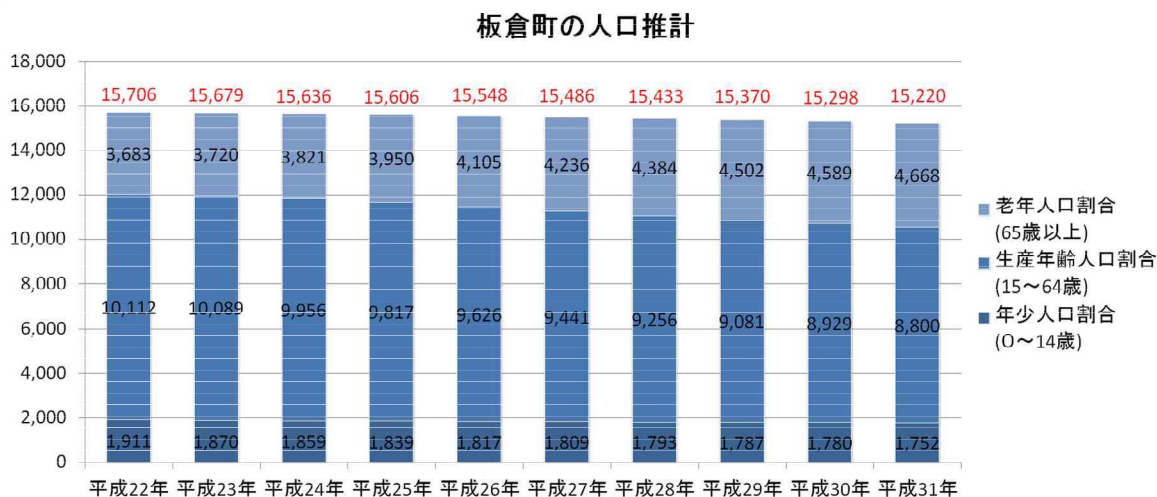
新庁舎に必要な基本指標

新庁舎の規模については、将来の動向等を考慮し、次のように条件を設定する。

(1) 想定人口

平成 22 年の国勢調査による本町の人口は、15,706 人。昭和 55 年には、16,000 人を超えていましたが、その後は徐々に減少傾向にあります。平成 24 年 3 月に策定した「第 1 次板倉町中期事業推進計画」では、将来人口を平成 24 年に 15,636 人、平成 27 年 15,486 人、計画終期となる平成 31 年には 15,220 人と推計しています。

新庁舎建設については、平成 27 年度中の着工を目指しているため、基本指標としての町の想定人口は 15,486 人とします。



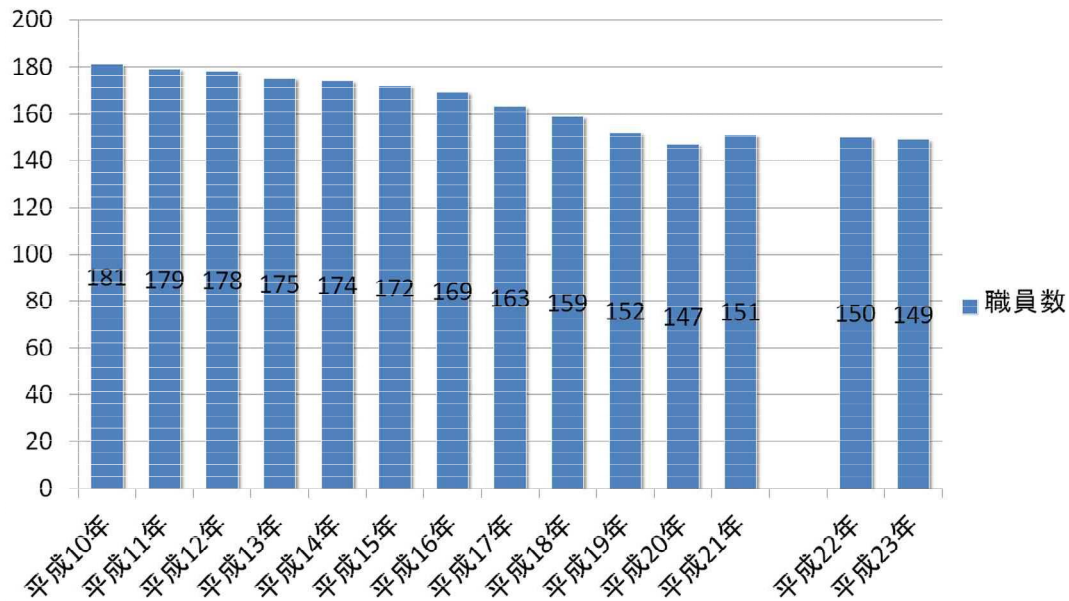
(2) 想定本庁職員数

新庁舎の規模の算定基礎となる想定本庁職員数は、本庁舎に勤務する正規職員に加え、特別職、臨時職員など必要な人員を考慮し、想定するものとします。

① 正規職員数の推移

一般会計職員のほか、公営企業及び特別会計の職員並びに板倉町商工会及び群馬県農業共済組合等への出向職員を含む職員数です。平成 10 年 4 月 1 日時点で 181 人在職していた職員数は、平成 23 年 4 月 1 日までの 13 年間で、32 人減員の 149 人となっています。※下のグラフでは、平成 21 年度以前は前町長の職員体制、平成 22 年度以降は現町長の職員体制となります。

職員数の推移



②課別職員数

平成 24 年 4 月現在の課別職員数は、下表のとおりです。なお、新庁舎機能に含める予定のない公民館や保健センター、保育園等の職員は除いています。また、臨時職員は事務補助を行う職員のみをカウントしています。

区分	本庁舎		第 2 庁舎		西庁舎		施設		計
	正規職員	臨時職員	正規職員	臨時職員	正規職員	臨時職員	正規職員	臨時職員	
特別職	3								3
総務課	16	3							19
企画財政課	8								8
教育委員会	11								11
議会事務局	2	1							3
戸籍税務課			18	4					22
会計課			3						3
環境水道課			7	2			4	1	14
福祉課			8						8
健康介護課			10	3					13
産業振興課					12		6		18
都市建設課					10	1			11
合計	40	4	46	9	22	1	10	1	133

※「施設」欄は、資源化センター、ニュータウン販売センターに勤務する職員数

- ◆**特別職**…町長、副町長、教育長の**3人**とします。なお、副町長は現在不在ですが、計上しています。
- ◆**本庁正規職員**…新庁舎に勤務することが想定される正規職員は、現在の本庁舎、第2庁舎、西庁舎の正規職員に、環境係、産業政策係の正規職員を加えた**115人**とします。
- ◆**本庁臨時職員**…正規職員だけでは業務に支障が生じる場合、臨時的に職員を任用しています。平成24年4月時点、本庁舎勤務の臨時職員は4人、第2庁舎9人、西庁舎1人、環境係1人の合計**15人**ですが、平成27年度までに2割の削減を見込み、**12人**とします。

(想定本庁職員数)

想定本庁職員数は、特別職、本庁正規職員、本庁臨時職員の合計 **130人**とします。

(3) 想定議員数

板倉町議会議員定数条例により定められた定数を想定数とします。現在の定数は**12人**です。

新庁舎延床面積の算定

(1) 新庁舎規模の算定方法

新庁舎の延床面積の算定にあたっては、想定本庁職員数や想定議員数を勘案し、検討します。庁舎の必要面積は、以下の3つの方法を比較検討し、必要規模の算定を行います。

- ①総務省 地方債算定による基準面積の算定（平成23年度から廃止）
- ②国土交通省 新営庁舎面積算定基準による算定
- ③他市町の職員数及び人口規模を参考にした面積算定

①総務省 地方債算定による基準面積の算定（平成23年度から廃止）

区分		人数	換算係数	換算人数	単位面積	算出面積(m ²)
事務室	特別職	3	12.0	36.0	4.5	162.00
	課長	11	2.5	27.5		123.75
	係長	22	1.8	39.6		178.20
	製図者	5	1.7	8.5		38.25
	一般職員	77	1.0	77.0		346.50
	臨時職員	12	1.0	12.0		54.00
	小計	130		200.6		902.70 (A)
倉庫	(A) × 13%					117.35 (B)
会議室等	職員数(130名) × 7 m ² /人					910.00 (C)
玄関等	[(A)+(B)+(C)] × 40%					772.02 (D)
議事堂等	議員定数(12人) × 35 m ² /人					420.00 (E)
防災対策室						150.00 (F)
備蓄保管室						50.00 (G)
通路部分	[(F)+(G)] × 40%					80.00 (H)
車庫	(48台 × 25 m ²)					1,200.00 (I)
総建築面積						4,602.07 (J)
職員一人あたりの面積 (J)/ 職員数(130名)						35.40

②国土交通省 新営庁舎面積算定基準による算定

区分		職員数	換算率	基準面積	算出面積	補正後
事務室	特別職	3	18.0	3.3	178.20	196.02
	課長	11	5.0		181.50	199.65
	補佐・係長	22	2.5		181.50	199.65
	製図者	5	1.7		28.05	30.86
	一般職員	77	1.0		254.10	279.51
	臨時職員	12	1.0		39.60	43.56
	合計	130				862.95
付属 面積	会議室	職員 100 人あたり 40 m ² +10 人増すごとに 4 m ² ×補正係数 1.1 40 m ² ×1+4 m ² ×3=52.00 m ²			52.00	57.20
	電話交換室	換算人員が 120 人から 240 人の場合： 36 m ²			36.00	36.00
	倉庫	事務室面積(補正前)×13%			112.18	112.18
	宿直室	1 人 10 m ² 、1 人増すごとに 3.3 m ² 増(2 名分)			13.30	13.30
	庁務員室	1 人 10 m ² 、1 人増すごとに 1.65 m ² 増(2 名分)			11.65	11.65
	湯沸かし室	9.9 m ² (3 坪)×3 箇所			29.70	29.70
	受付	最小 6.5 m ²			6.50	6.50
	便所洗面所	100 人以上 46 m ² 150 人以上 (人×0.32 m ²)			46.00	46.00
	医務室	100 人以上 45 m ² 150 人以上 55 m ²			45.00	45.00
	売店	150 人以上 (人×0.085 m ²)			-	-
	食堂及び 喫茶店	100 人以上 54 m ² 150 人以上 75 m ²			54.00	54.00
	理髪室	90 人以上 21 m ² 290 人以上 30 m ²			21.00	21.00
	合計				427.33	432.53 (B)
設備関 係面積	機械室	有効面積(A+B) が 1,000~2,000 の時 311 m ²			311.00	311.00
	電気室	有効面積(A+B) が 1,000~2,000 の時 61 m ²			61.00	61.00
	自家発電室				-	-
	合計				372.00	372.00 (C)
交通 部分	各面積合計(A)+(B)+(C) の 40%				701.51	701.51 (D)

区分		内容		算出面積	補正後
車庫	車両サイズ等	面積	数量		
	大型車 4t程度	20	1	20.00	20.00
	中型車 乗用車	18	38	684.00	684.00
	小型車	13.2	9	118.80	118.80
	運転手詰所	1.65	1	1.65	1.65
	合計		49	824.45	824.45 (E)
合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)					3,279.74 (F)
その他	業務支援 機能	専用会議室 職員数×7㎡－57.2㎡		852.80	852.80
		防災対策室 150㎡		150.00	150.00
		備蓄保管庫 50㎡		50.00	50.00
		書庫 100㎡		100.00	100.00
		印刷室 30㎡、電算室 30㎡		60.00	60.00
	議会機能	総務省起債基準参考		420.00	420.00
	福利厚生 機能	更衣室 30㎡×2箇所 休憩室 50㎡×2箇所		160.00	160.00
	交通部分	その他面積合計の30%～40%		717.12	717.12
合計			2,509.92	2,509.92 (G)	
総建築面積 (F)+(G)					5,789.66 (H)
職員一人あたりの面積 (H)/職員数(130名)					44.54

③他市町の職員数及び人口規模を参考にした面積算定(職員一人あたり面積による比較)

県名	自治体名	人口 (人)	計画 職員数 (人)	延床 面積 (㎡)	職員1 人当り 面積 (㎡)	人口一人 あたり面 積(㎡)	敷地面積 (㎡)
埼玉	嵐山町	19,816	180	6,090	33.83	0.31	6,800
栃木	二宮町	16,882	124	6,792	54.77	0.40	19,573
栃木	市貝町	12,439	165	5,092	30.86	0.41	62,585
茨城	東海村	34,329	322	9,052	28.11	0.26	45,628
新潟	栄町	11,787	111	5,061	45.59	0.43	17,176
長野	豊野町	10,220	100	4,509	45.09	0.44	6,557
群馬	北橋村	10,301	90	5,452	60.58	0.53	19,694
山梨	富士 河口湖町	24,328	134	6,345	47.35	0.26	27,647
群馬	榛東村	14,600	96	4,614	48.06	0.32	22,783
群馬	明和町	11,474	112	4,856	43.36	0.42	17,204
群馬	邑楽町	27,023	150	5,660	37.73	0.21	17,435
平均		17,564	144	5,775	40.10	0.33	23,917

※上記の調べでは、職員一人あたりの庁舎面積は 28.11～60.58 ㎡であり、平均すると 40.10 ㎡。また、人口一人あたりの庁舎面積は 0.21～0.53 ㎡であり、平均すると 0.33 ㎡となっています。これを、板倉町新庁舎の想定本庁職員数及び想定人口に当てはめた場合には、下記のとおりとなります。

- 職員一人あたりの面積による算定 : $40.10 \text{ ㎡/人} \times 130 \text{ 人} = 5,213.00 \text{ ㎡}$
- 人口一人あたりの面積による算定 : $0.33 \text{ ㎡} \times 15,486 \text{ 人} = 5,110.38 \text{ ㎡}$

(2) 3つの算定方法の比較

3つの方法により算定した面積結果は下表のとおりです。

①については、庁舎に必要な諸室に沿った算定方法ではありますが、地方債の起債基準のため、基準面積が全体的に小さい傾向があります。また、防災に関連する諸室や町民開放関連スペースなどは、「適正な規模を対象とする」とあり、別途算定する必要があります。

②は国の庁舎を想定した算定方法であり、最大限必要と思える基準であると考えられます。算定基準のない諸室（固有業務室や議会関係）など、町庁舎の必要規模算定としては実情に合いません。

③は各自治体の実情や建設目標が個別に異なりますが、本庁舎規模を算定する上で参考となります。なお、下表の庁舎延床面積は、上記の「職員一人あたりの面積による算定」と「人口一人あたりの面積による算定」の平均値を記載しています。

項目	①地方債算定による基準面積の算定 (総務省)	②新庁舎面積算定基準による算定 (国土交通省)	③他市町の職員数及び人口規模を参考にした面積算定
庁舎延床面積(m ²)	4,602.07	5,789.66	5,161.69
職員一人あたりの面積(m ²)	35.40	44.54	40.10
人口一人あたりの面積(m ²)	0.30	0.38	0.33

(3) 新庁舎の必要延床面積

上記の比較により、他市町の事例に基づく面積算定の結果を参考として、**本町の新庁舎延床面積は、概ね 5,000 m²を限度**とします。なお、階数については、敷地の条件、駐車場等の配置計画及び建築費用等を総合的に勘案して決定するものとします。

駐車場等の必要面積の算定

(1) 駐車場面積の算定

①来庁者駐車場

来庁者駐車場の適正台数の算定にあたっては、『市・区・町・役所の窓口事務施設の調査』(関 龍夫：建築史家、千葉工業大学名誉教授)によって算定します。

下記の算定式により、1日の来庁台数を求めます。人口に対する来庁者の割合は、一般的に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、窓口以外が、0.6%前後とされ、その合計1.5%が来庁者と想定されます。

$\begin{aligned} \text{来庁台数(台/日)} &= \text{板倉町人口} \times \text{人口に対する来庁者の割合} \times \text{乗用車使用割合} \\ & \text{(窓口)来庁台数} = 15,486 \text{ 人} \times 0.9\% \times 90\% = 125 \text{ 台} \\ & \text{(窓口以外)来庁台数} = 15,486 \text{ 人} \times 0.6\% \times 90\% = 84 \text{ 台} \\ & 125 \text{ 台} + 84 \text{ 台} = 209 \text{ 台} \end{aligned}$
--

※乗用車使用割合は90%とします。

上記の算定から、来庁者駐車場の必要台数は200台程度とします。総務省地方債算定による基準面積では、1台あたり25m²となっていることから、来庁者駐車場には、**概ね 5,000 m²の面積**が必要となります。

②職員用駐車場

職員用駐車場については、想定本庁職員数 130 人に、本庁勤務以外の正規職員(33 名)を加え、必要台数を 163 台とします。上記と同様の算定によると、概ね 4,075 m²が必要となります。

(2) 駐輪場面積の算定

駐輪場については、来庁者用・職員用共用とし、50 台分 (50 台×1.0m×2.5m) を必要台数とすると、概ね 125 m²程度が必要となります。

(3) 緑地面積の算定

緑化面積については、「官庁施設の基本的性能基準」(平成 18 年 3 月 31 日 国営整第 156 号、国営設第 162 号)に定める性能の水準を満たすための標準的手法及びその他の技術的事項を定めた建築設計基準において、緑化面積の敷地面積に対する割合(緑化率)は、20%以上とすることを目標とすることが定められています。

緑地面積については、新庁舎建築面積、駐車場、駐輪場の面積から算定し、概ね 3,000 m²とします。

新庁舎必要敷地面積

上記の算定結果から、新庁舎に必要な敷地面積は概ね 15,000 m²とします。なお、新庁舎延床面積は概ね 5,000 m²を限度としていますが、2 階建て以上の庁舎建設が予想されますので、敷地面積の算定には、新庁舎本体の建築面積を概ね 2,800 m²とします。

●規模面積一覧

項目	面積等
新庁舎本体・車庫・倉庫	2,800
来庁者駐車場(200 台)	5,000
職員用駐車場(163 台)	4,075
駐輪場(二輪車等 50 台分)	125
緑地	3,000
合計	15,000

新庁舎建設用地の検討について

(1) 新庁舎建設用地の基本的な要件

新庁舎の位置については、町民の利便性、経済性、災害時の防災拠点としての役割などを十分考慮し、建設候補地の選定を行います。

地方自治法抜粋

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

選定の要件として以下の事項を基本とし、候補地を比較検討します。

(ア) 安全性・防災拠点性が図れること

- ・水防災の観点から、土地の標高は、高い程よい。

(イ) 他の行政機関とのアクセスが容易であること

- ・消防署や警察署など、連携が必要となる各関係機関との距離や、災害時のアクセス等が容易であること。

(ウ) 町民の利便性の確保が図れること

- ・公共交通の利用や日常のアクセスの利便性が図れること。

(エ) 庁舎用地の確保が可能なこと

- ・新庁舎敷地の面積要件、概ね 15,000 m²の面積を確保できる場所であること。

(オ) 土地造成コストの抑制が図れること

- ・新たに土地を取得する場合には、土地の取得費や造成費の抑制が図れること。

(カ) 土地取得の難易度が低いこと

- ・新たに土地を取得する場合には、取得手続き等がスムーズに進められること。

(キ) 道路条件が整っていること

- ・新たに用地を取得する場合には、接道状況が良好であること。

(2) 新庁舎建設場所の決定

「現庁舎敷地」、町有地である「新センター地区」、庁舎を移転し、新築する場合の「想定される候補地」の3案について、30～39ページの比較検討資料をもとに検討を重ねた結果、「想定される候補地」を選択するとの意見が最も多い結果となりました。そして、「想定される候補地」の要件に合致する中央公民館周辺を新庁舎建設場所とするとの結論に至りました。

なお、先に述べました「新庁舎用地の基本的な要件」に対する中央公民館周辺の

状況は以下のとおりです。

(ア) 安全性・防災拠点性が図れること

→ 標高は約 17m を超えており、浸水水位は 1m 以下に抑えられる。

(イ) 他の行政機関とのアクセスが容易であること

→ 概ね町の中央部に位置し、アクセスは良好である。

(ウ) 町民の利便性の確保が図れること

→ 中央公民館周辺には、保健センター、海洋センターがあり、この周辺に新庁舎を建設することで、公共施設の集約化が図れ、加えてイベント開催時などには、駐車場の相互利用も可能となる。

(エ) 庁舎用地の確保が可能なこと

→ 新庁舎の必要敷地面積要件である約 15,000 m²の用地がある。

(オ) 土地造成コストの抑制が図れること

→ 中央公民館建設時のボーリング調査の結果から、強固な地盤の洪積台地であり、造成費用は安価に抑えられる。※比較検討資料の(4) 洪積台地の断面図を参照

(カ) 道路条件が整っていること

→ 公園通り線が整備されており、接道状況は良好である。

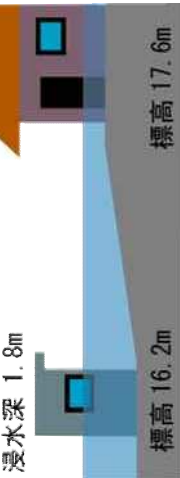
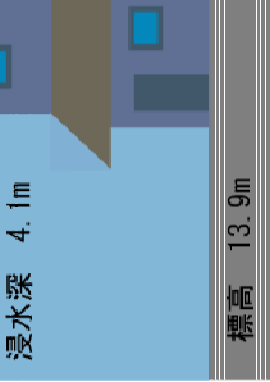



※ 新庁舎建設用地を検討する中で、出された主な意見

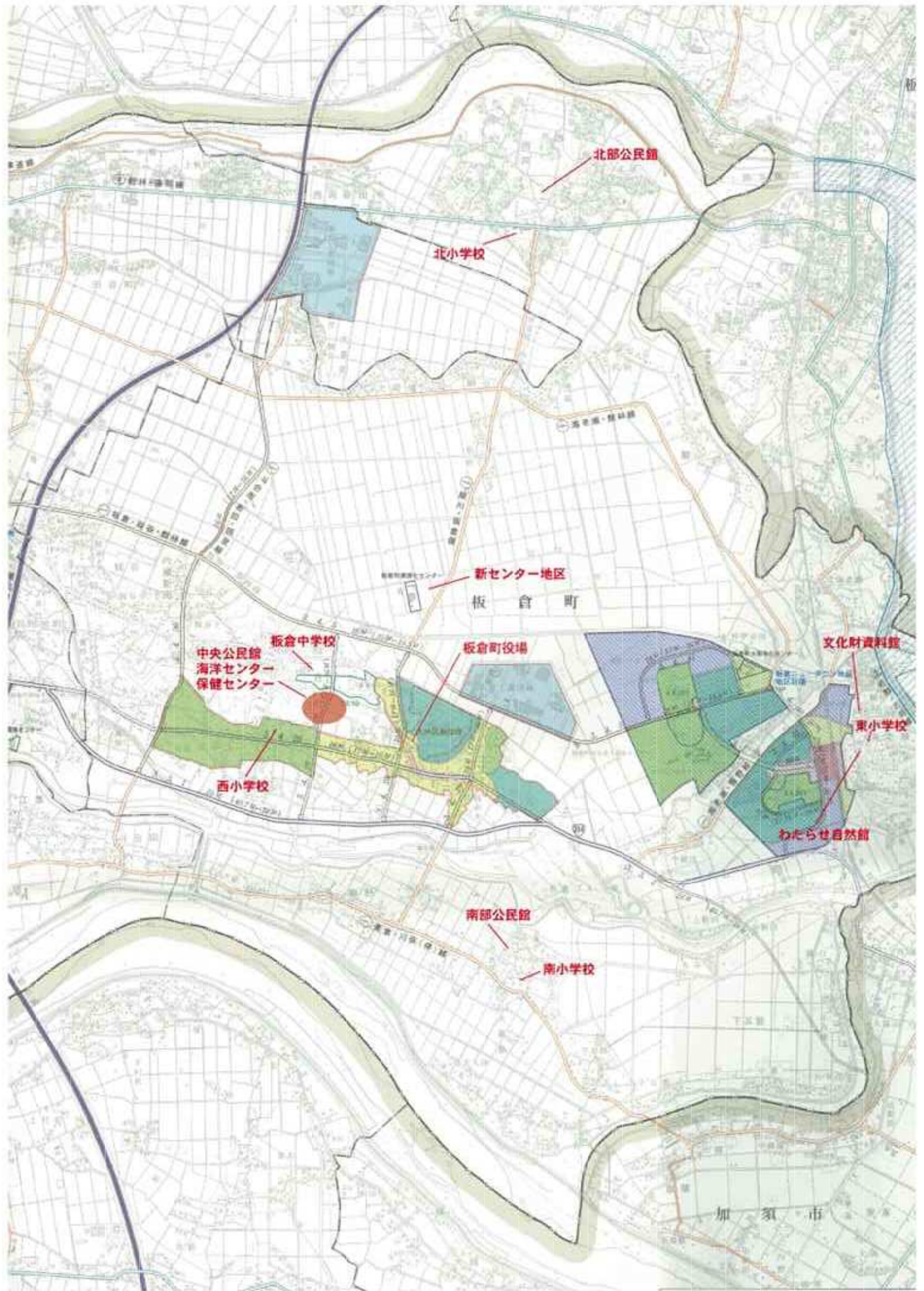
- 「新センター地区」については、浸水水位が 4 m ということで洪水時には、陸の孤島となってしまう。防災拠点・避難所となる庁舎が緊急時にそのような状態になってしまうのは、どうなのか。確かに土地の取得費は不要とはなるが、軟弱な地盤を考えると液状化現象なども懸念される。地盤の強度も十分考慮しなければならない。できれば、「想定される候補地」で考えていきたい。
- 板倉町は昔から水場ということで、長年水で悩まされてきている。台風時には排水機を使用し、排水している状況。そのようなことから、やはり少しでも高台が望ましい。「新センター地区」については、盛土をしてもやはり沈下は避けられないと考える。
- 希望としては、やはり高台に建設するのが一番良いと思う。北地区に高台があるが、そこに庁舎を持って行って果たして理想かというところも疑問。選択は難しいが個人的にはやはり高台。「想定される候補地」を選択する。
- 「新センター地区」は、庁舎敷地の必要面積を十分に満たしている。また、町有地であることから、土地の取得費が不要となる。標高が低いことが問題だが、これ

に対する対策を講じることができれば、「新センター地区」が良いのではないかと。

- 「新センター地区」に官公署を集約するという考えのもと、消防署を移転させたものと思っている。また、今後「想定される候補地」を見つけて、買収をするという案も出ているが、かなりの時間を要すると思われる。資源化センター建設時にも地盤改良を行なっている、盛土についても現在の技術をもってすれば、強度なものが出るだろう。「新センター地区」への建設を選択したい。
- 「新センター地区」でいくべきと考えている。標高が問題となっているが、町に越流浸水がきた場合、町内民家の半分程度は浸水する。そのような状況の中、盛土をしてまで庁舎を建設する必要があるのか疑問。100年、200年に1度の災害に対して、庁舎の低層階が浸水するのは仕方がない。そういう意味では少しでも敷地の広い場所で考えるべきと思う。
- どの場所も一長一短がある。いつ何時、大災害が起こりえるかわからないといった時に、やはり若干の土地取得費がかかるにしても、新たな場所を選ぶことのほうが、良いのではないかとと思われる。北地区の除川との意見も出たが、東地区の山口なども高台である。1箇所こだわらず、総合的に判断していく必要がある。また、選択の際には、公共施設の集約が可能な場所の選択が最良と思われる。
- 板倉町の10年・20年先を見据えた場合、板倉ニュータウンを核として町の発展が期待されている。ヤマダ電機の進出や企業誘致により人口集積地となる。また、現在ニュータウンに住んでいる人も新庁舎が駅の近くにあれば、利便性が増すと考える。
- 中央公民館周辺には、保健センターや海洋センターなど公共施設が整っている。公共施設が集約されることで、町民の利便性も向上する。また、イベント開催時には、駐車場の併用も可能であろう。
- 住民が最も利用しやすいところに庁舎を建設することが一番良い。費用面、利便性、防災面とあるが、費用面では、「新センター地区」においては、地盤の弱さから造成費用がかさむ。その点、中央公民館周辺は、地盤が強固なうえに、市街化調整区域ということで用地の取得費も抑えられる。「想定される候補地」の中央公民館周辺に賛成する。

比較検討資料 3 候補地の比較

項目	現在地	新センター地区	想定される候補地
<ul style="list-style-type: none"> ・標高による浸水想定 	 <p>浸水深 1.8m 標高 16.2m</p>	 <p>浸水深 4.1m 標高 13.9m</p>	 <p>浸水深 1.0m 標高 17.0m</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・消防署や警察署など、連携が必要となる各関係機関との距離及び公共交通の利便性について十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・館林警察署 約 4,700m ・板倉消防署 約 1,100m ・板倉東洋大前駅 約 3,900m ・バス停（役場入口）約 200m ・国道 354 号バイパス 約 1,100m 	<ul style="list-style-type: none"> ・館林警察署 約 5,800m ・板倉消防署 約 30m ・板倉東洋大前駅 約 4,400m ・バス停（役場入口）約 1,500m ・国道 354 号バイパス 約 2,400m 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスが容易な用地であること。 ・公共交通の利便性が図れるところ。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のアクセス等について十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水により移動できない場所が発生します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水のため陸の孤島となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水により車での移動が制限される。
<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎敷地の面積要件、概ね 15,000 m²の面積を確保できる場所であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用している庁舎敷地面積は 8,900 m²ですが、下図、赤塗りで示した部分の民地を買収し、ある程度不整形を解消するとした場合、敷地面積は 9,560 m²となり、必要面積を確保できない。（実質買収は困難） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新センター用地の敷地面積は、約 43,000 m²であり、新庁舎建設に係る必要面積を確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎敷地の面積要件、概ね 15,000 m²の面積を確保できる場所であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに土地を取得する場合には、土地の取得費や造成費の抑制が図れること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域のため土地の買収費用が高くなる。 ・建物の補償が必要となる。 ・用地全体に高低差(1.4m)があるため造成が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町有地であるため土地の買収費用はかからない。 ・敷地の低さを解消するため、地盤高の確保(盛土)が必要となる。 ・軟弱地盤のためプレロード工(圧密沈下)が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域であれば土地の買収費用が抑えられる。 ・取得する場所によって造成費用が抑えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに土地を取得する場合には、取得手続き等がスムーズに進められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域であるため農振除外の手続きは必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に農振除外されているため必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域で農地を取得する場合には、農振除外の手続きが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設に付随して対処が必要と思われる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮庁舎、移転費 ・仮庁舎の建設や 2 度の引っ越し等による移転費用が高む。また、工事期間中の執務や町民サービスの低下を防ぐ対策が必要である。 ・賃借料 ・借地している土地の買収が出来なければ、再び賃借料が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残地の利用 ・新センター用地の敷地面積は、約 43,000 m²。新庁舎建設に係る必要敷地面積は、15,000 m²のため、残地約 28,000 m²の利用について検討する必要がある。 ・現在の敷地を更地へ戻すための造成費 ・現庁舎解体後、更地に戻し、地権者へ返還するため、その費用が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の敷地を更地へ戻すための造成費 ・現庁舎解体後、更地に戻し、地権者へ返還するため、その費用が必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の拡張が出来ないため可能性はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の拡張が出来るため、将来的には可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定する場所によっては、集約することも可能である。



比較検討資料

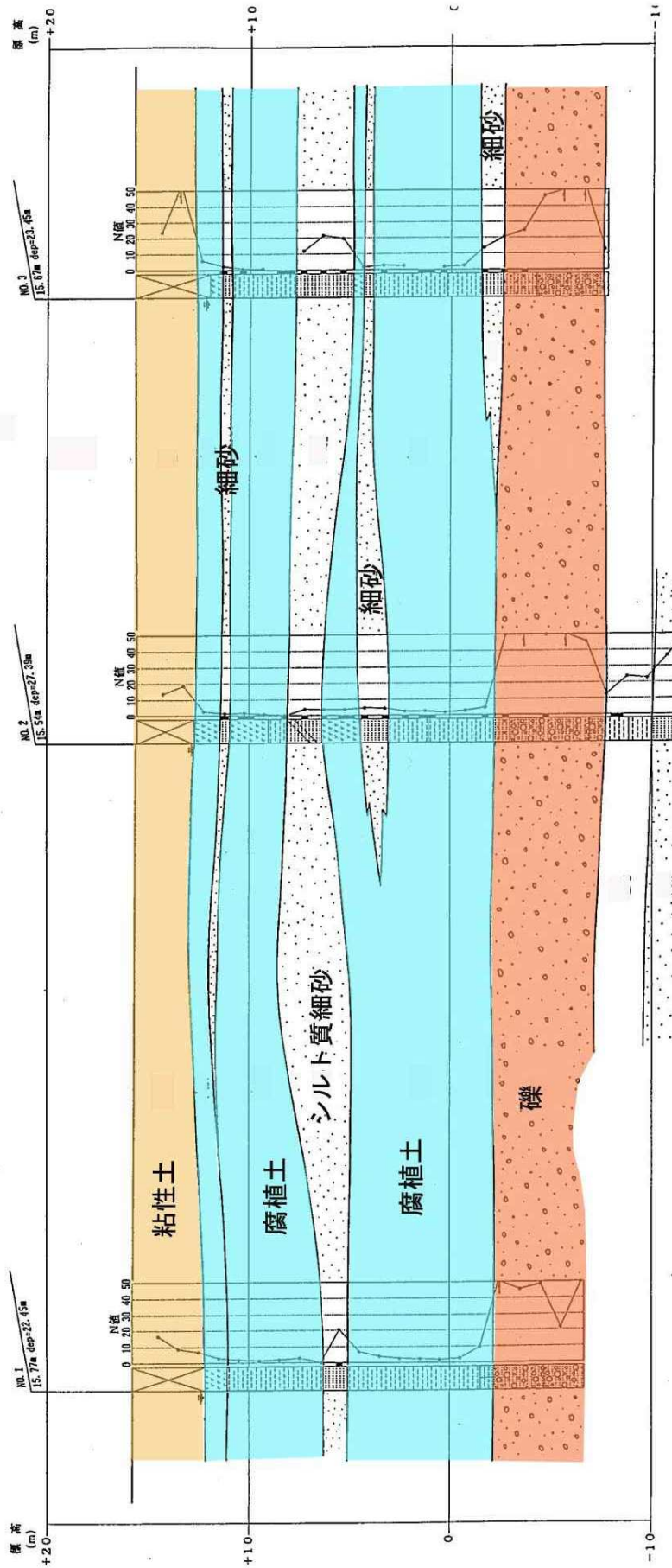
(1) 新庁舎建設候補地の費用試算

項目	現在地(A)	新センター地区(B)	想定される候補地(C)
取得面積	7,373 m ²	約 15,000 m ²	約 15,000 m ²
用地取得費用	約 1 億 7 千万円(注1) ※近傍固定資産税不動産鑑定価格を参考とした金額 24,300 円/m ²	なし	約 6 千万円(注1) ※八間樋道路買収単価を参考とし批准により想定した金額 4,000 円/m ²
造成費用	造成及び擁壁工事 約 5 千万円 (造成工事の分割発注が必要)	地盤改良 (プレロード工) により標高 14.5m に盛土工事 約 1 億 5 千万円	<u>X : 取得した用地の状況により費用が変動する。</u>
現庁舎解体費用	A (解体工事の分割発注が必要)	A	A
現敷地更地復旧費用	なし	B	B
仮設庁舎費用	C (設置、解体)	なし	なし
合計費用	2.2 億円+A+C	1.5 億円+A+B	0.6 億円+A+B +X

(注1)…(A)と(C)においては、建物及び工作物等の補償費が必要となる場合があります。

X<0.9 億円であれば、費用を最小限に抑えられる。

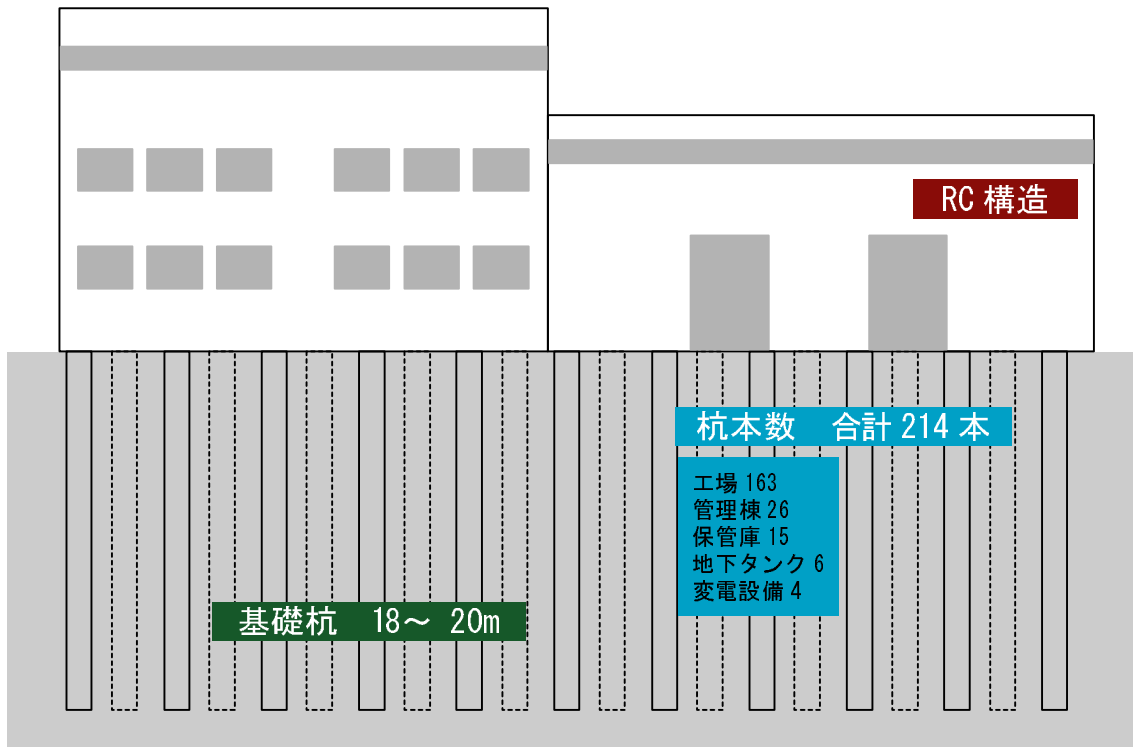
(2) 新センター地区の地層
① 地層断面図(資源化センター)



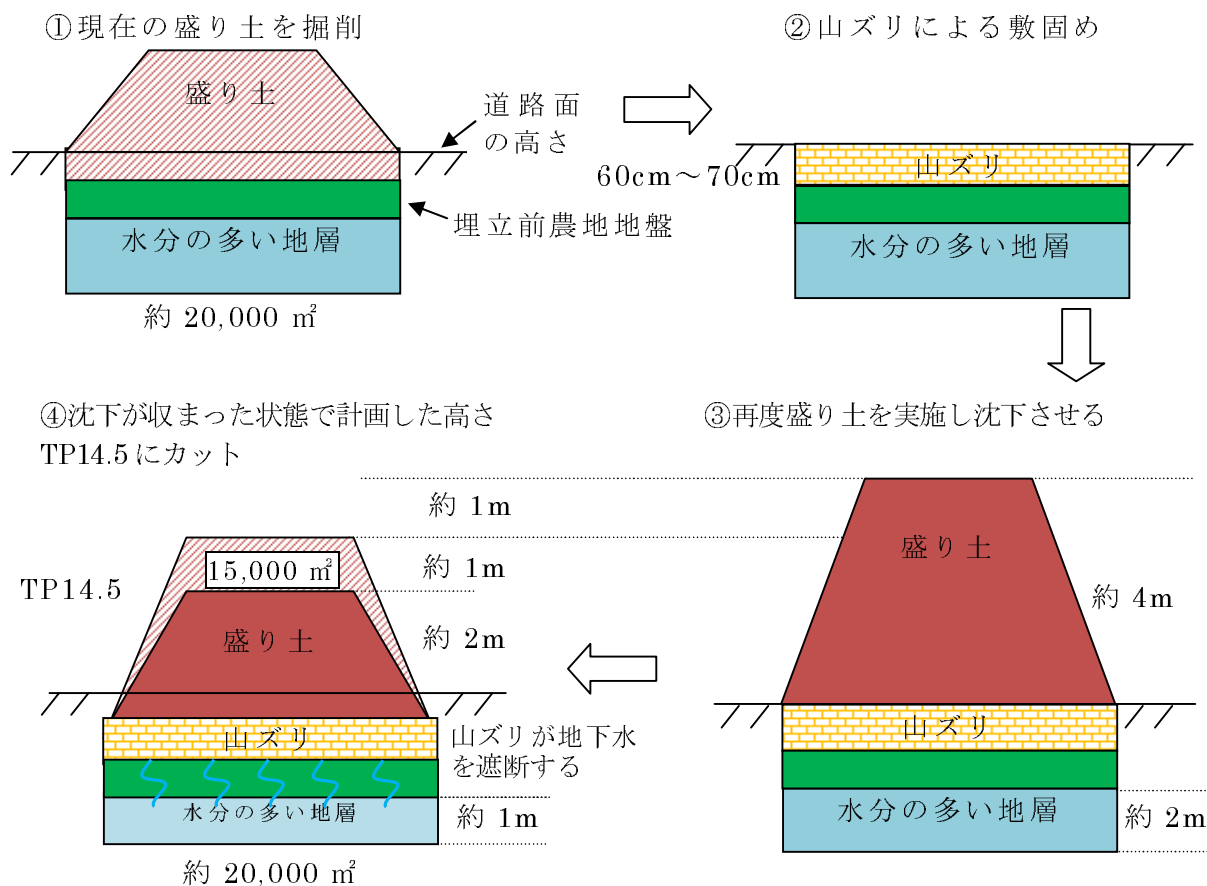
② 地層層序表

時代	地層名	記号	主な土質名	層厚 (m)	N 値 (平均)	層相
現世	盛土層	B	岩ズリ粘性土	2.7~3.6	6~50以上 (13)	岩ズリはφ70~200mm程度の礫。N値は礫の混入状態によりばらつきがみられ概ね20以下を示している。
沖積世	第1粘性土層	Ac1	腐植土	1.3~1.5	3	未分解の植物繊維を多量に混入する腐植土。部分的に砂を少量混入している。盛土施工の影響を受けN値は大きい。
	第1砂質土層	As1	細砂	0.5	2~3 (2)	少量の腐植物やシルトを混入する。今回の調査地点では0.5m程度の層厚を有し、北~南へ層厚を減じている。
	第2粘性土層	Ac2	シルト腐植土	2.8~4.8	0~3 (1)	シルト主体の層。全体に腐植物を混入し、部分的に有機質土壌を呈する。また、一部砂の含有が多く、砂質土状を呈している。
	第2砂質土層	As2	細砂シルト混り細砂 シルト質細砂	1.2~3.7	4~22 (14)	砂の粒子は比較的均一。シルトや粗砂を混入し、部分的にシルトを多く混入する。シルトの含有が多い部分は N=4~7 を示す。
	第3粘性土層	Ac3	シルト腐植土粘土	6.4~8.6	1~10 (3)	シルト主体。腐植物、砂を混入し、部分的に砂を薄層状ないし互層状に混入する。砂を多く混入する部分は N 値 5~10 を示しており、全体では概ね N=1~4 を示している。
	第3砂質土層	As3	細砂	0.5~1.0	5~14	No.2、No.3 地点で確認され、Ac3 層内及び下部に分布する。層内に狭在されている層は N=5、下部に分布する層は N=14 を示す。
	基底砂礫層	Ag	礫混じり砂砂礫	5.0~5.5	22~50以上 (48)	礫はφ10~30mm程度の礫を主体とし、最大50~60mm前後である。礫間の中粗砂主体で、部分的に砂が優勢である。N値は砂優勢の部でN=22~25、砂礫部でN=46~50以上である。
洪積世	粘性土層	Dc	シルト	2.4	13~24 (18)	シルト主体の層で、全体に腐植物を混入し、部分的に有機質土状を呈している。また、細砂を少量混入している。
	砂質土層	Ds	細砂		37~50以上 (49)	層上部には、細礫を少量混入する。また、シルトを混入し、シルトを混入する部分でN値はやや小さな値となる。

③ 資源化センター基礎杭の長さ

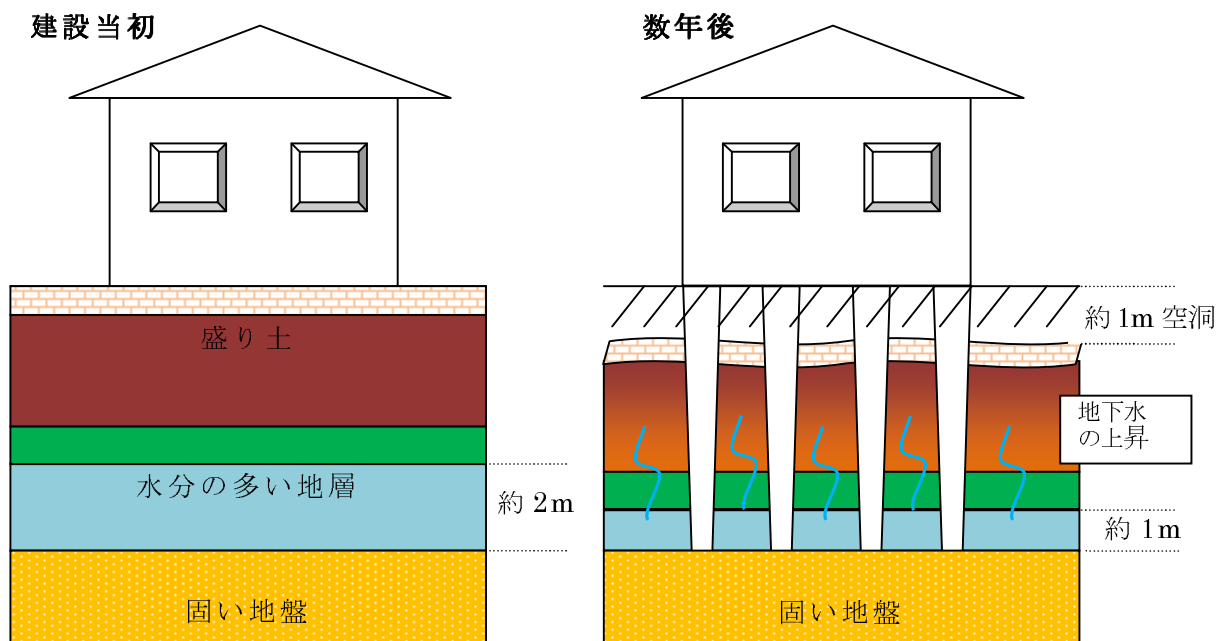


(3) プレロード工（圧密沈下）の実施方法



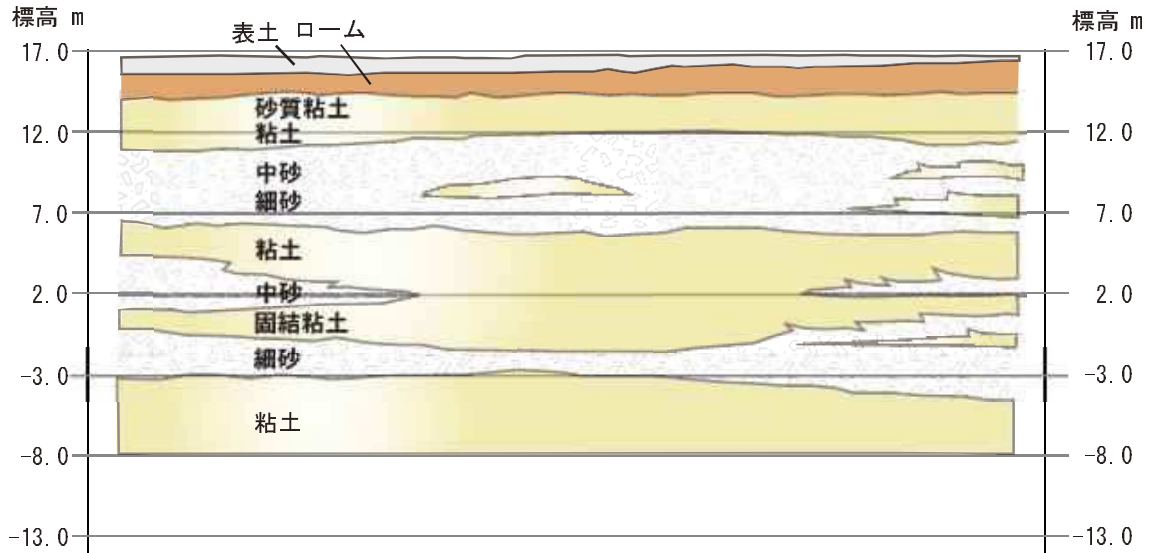
※板倉消防署と同程度の高さに造成すると仮定した場合の造成費 1億5千万円程度

※仮にプレロード工を実施しなかった場合



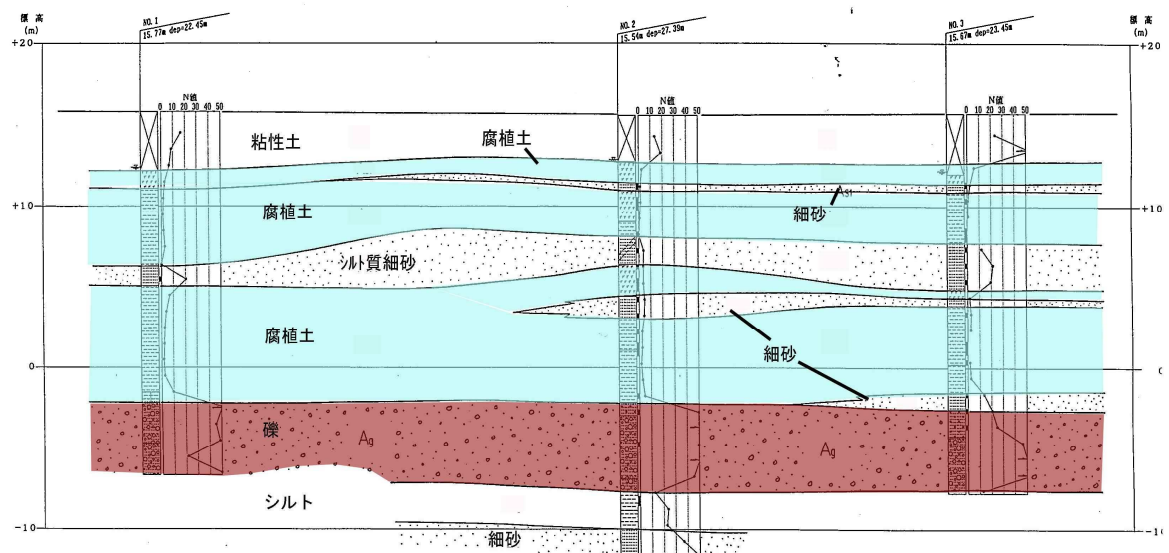
(4) 洪積台地の断面図

約 258 万年から約 1 万年前の更新世(洪積世)において形成された平坦面が、その後隆起したことで形成された台地の総称。一般に小規模である。基本的に水はけがよく、比較的平坦かつ地盤特性が良好で洪水の心配もないため、建築基礎地盤として好条件にあることが多い。

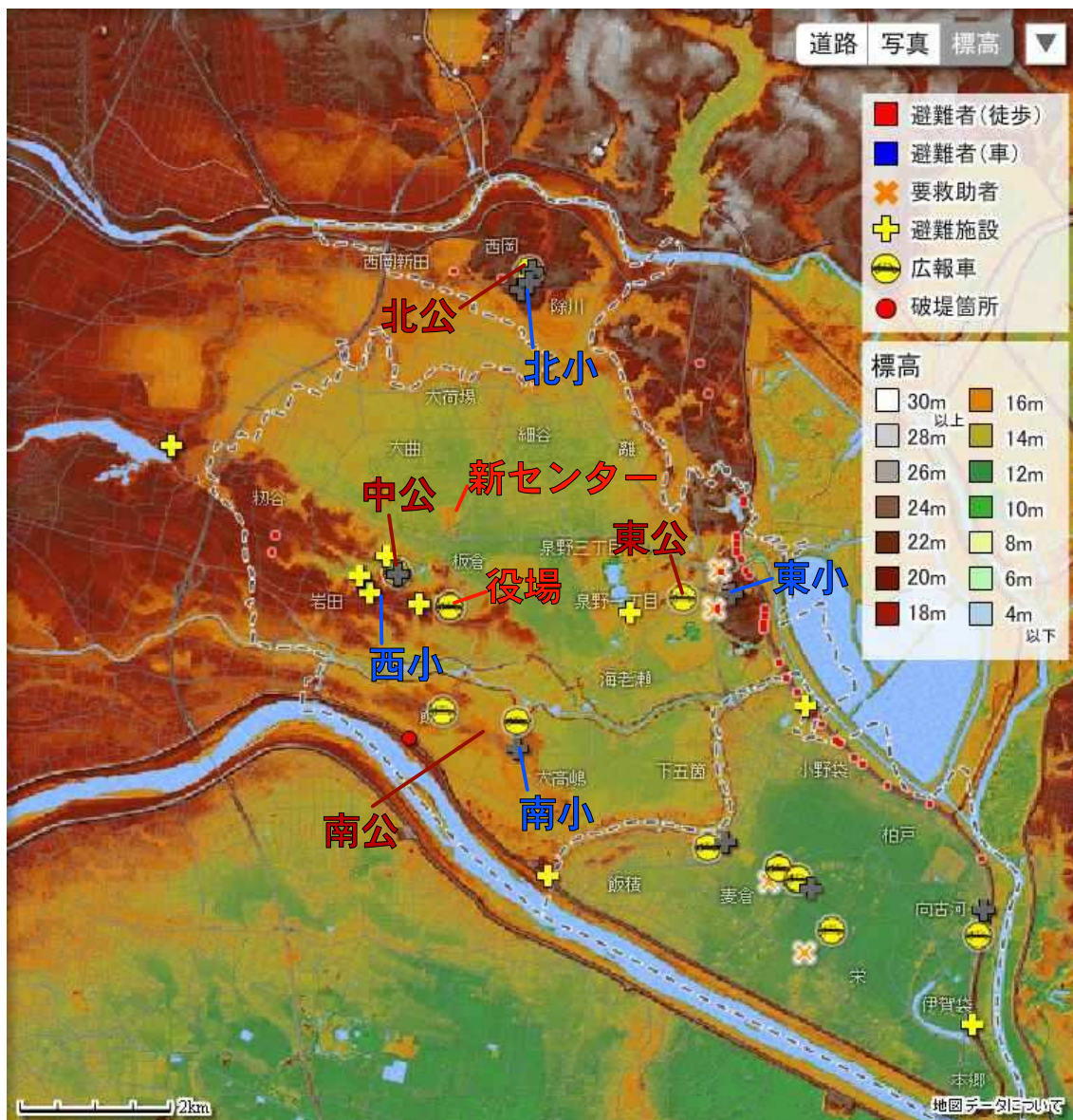


(5) 沖積平野の断面図

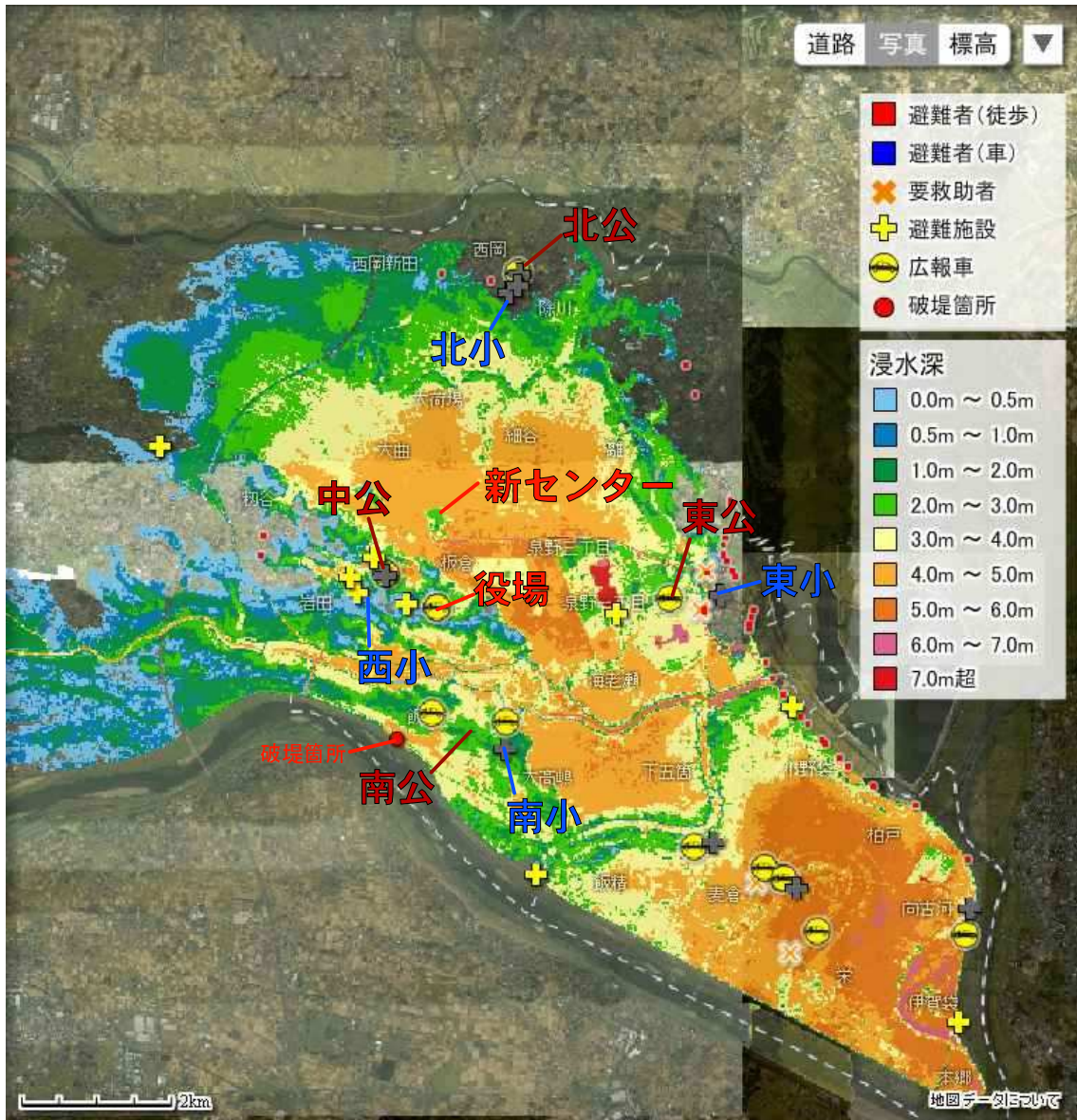
形成年代が若く地下水面も高く水分に富むため軟弱地盤が広く分布している。一般には水害の危険が高いが利水しやすく、肥沃で平らであるため農耕に適する。



(6) 町の標高(動く洪水ハザードマップより)



(7) 町の浸水深(動く洪水ハザードマップより)



参考資料 1

板倉町役場庁舎基本計画検討委員会設置要綱

(平成 24 年 5 月 14 日告示第 59 号)

改正 平成 24 年 7 月 23 日告示第 76 号

(設置)

第 1 条 板倉町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関し基本計画の検討を行うため、町長の諮問機関として板倉町役場庁舎基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、庁舎建設を計画的かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項について取り扱うものとする。

- (1) 庁舎建設の基本計画に関する答申
- (2) その他庁舎建設に関する必要な事項

(構成)

第 3 条 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者(副町長、教育長及び町議会議員)
- (2) 各種団体代表
- (3) 公募委員
- (4) 実務経験者(町職員)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、企画調整係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月23日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年5月25日から適用する。

参考資料 2

板倉町役場庁舎基本計画検討委員名簿

所属団体・役職	氏名	備考
議会議長	野中 嘉之	※検討委員会 会長
公募委員	秋元 達雄	※検討委員会 副会長
代表区長（3区）	佐手 國宏	
代表区長（10区）	大塚 和雄	
代表区長（15区）	野澤 清	
代表区長（22区）	塩田 福次	
代表区長（27区）	小野田 稔	
板倉消防団長	森田 孝市	
婦人防火クラブ会長	星野 和子	
監査委員	高瀬 博通	
板倉消防署長	高際 和義	
生活環境推進協議会長	栗原 孝通	
母子保健推進委員協議会長	齋藤 賀寿世	
食生活改善推進協議会長	山中 高江	
商工会長	市澤 孝一	
商工会女性部長	藤野 和子	
農業委員会長	荒井 嘉一郎	
民生委員児童委員協議会長	増田 宏一	
社会福祉協議会長	山岸 秀男	
老人クラブ連合会長	石山 甚一郎	

更生保護女性会長	蓮見 恵子	
板倉保育園保護者会長	新井 季子	
北保育園保護者会長	本田 明子	
療育父母の会長	根岸 啓次	
ボランティアみずほ会長	増田 満智子	
教育委員会委員長	増田 靖夫	
女性あどぼんす会長	山岸 康子	
PTA 連合会長	川邊 国雄	
青少年育成推進員連絡協議会長	秋間 晴美	
町子育連会長	吉成 智代	
体育協会会長	宮田 明	
文化協会会長	小暮 久雄	
公募委員	篠原 政利	
議会副議長	小森谷 幸雄	
総務文教福祉常任委員会委員長	延山 宗一	
産業建設生活常任委員会委員長	川野辺 達也	
議会運営委員会委員長	秋山 豊子	
教育長	鈴木 実 鈴木 優	1/18 板倉町教育長 退任 1/21 板倉町教育長 就任
総務課長	田口 茂	
産業振興課長	山口 秀雄	
都市建設課長	小野田 国雄	

参考資料 3

板倉町役場庁舎基本計画検討委員会 開催記録

第1回	平成24年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 板倉町役場庁舎基本計画検討委員会設置要綱について ・ 会長及び副会長の選出について ・ 動くハザードマップの視聴 ・ 板倉町新庁舎建設基本構想について ・ 今後のスケジュールについて
第2回	平成24年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュールについて ・ 新庁舎の必要性について ・ 明和町及び邑楽町の新庁舎建設までのあゆみ
第3回	平成24年9月24日	<p>○明和町及び邑楽町庁舎の視察研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視察先からの説明 ・ 施設見学 ・ 質疑応答
第4回	平成24年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎施設整備の基本的な方向性及び機能について
第5回	平成24年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新庁舎施設整備の基本的な方向性及び機能」の一部修正について ・ 新庁舎の規模について
第6回	平成24年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設用地の検討について
第7回	平成25年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設用地の検討について
第8回	平成25年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎基本計画検討委員会答申案について

